

令和5年度7月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 7月21日（金）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 真二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 2名（欠席3名）

	11 小泉 幹雄	13 三田 誠	

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・報告第2号 非農地通知発出状況について
- ・報告第3号 畑地化促進事業実施予定農地の確認について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	欠席委員さんという事ですが、農業委員の服部信彦さん。推進委員さんの東さん、藤田さん、上田さんが本日は欠席となつります。議事録署名者に指名として、10番、松崎委員さん。11番の宮本委員さんが議事録署名になってます。よろしくお願ひ致します。それでは議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件あります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい。失礼致します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件です。申請番号053-23、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積2971m ² です。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○、譲受人は、●●●●です。 続きまして、申請番号053-24。農地の所在は、和田××、登記地目田、面積470m ² 。同じく、和田××、登記地目田、面積1045m ² 。同じく、和田××、登記地目畠、面積248m ² 。同じく、和田××、登記地目田、面積2582m ² 。同じく、和田××、登記地目畠、面積250m ² 。同じく、和田××、登記地目畠、102m ² 。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■■■■です。 続きまして、申請番号053-25。農地の所在は日貫××、登記地目田、面積702m ² 。同じく、日貫××、登記地目田、面積909m ² 。3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして、申請番号053-26。農地の所在は井原××、登記地目田、面積634m ² 。同じく井原××。登記地目田、面積654m ² 。同じく井原××、登記地目田、面積1484m ² 。同じく井原××。登記地目田、面積1029m ² 。同じく井原××。登記地目田、面積215m ² 。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇譲受人は◆◆◆◆です。 続きまして、申請番号053-27。農地の所在は井原××、登記地目田、面積2573m ² 。3条有償の所有権移転です。譲渡人は、▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。 続きまして、申請番号053-28。農地の所在は矢上××、登記地目田、面積2291m ² 。同じく矢上××。登記地目田、面積521m ² 。同じく矢上××、登記地目田、面積2249m ² 。3条の無償所有権移転です。譲渡人は、☆☆☆☆、譲受人は★★★★★です。 以上6件です。
議長	はい。それでは、案件を説明してもらいます。まず053-23の件に関しまして、植田委員さん、現地での聞き取りの調査報告をお願い致します。
9番	申請番号053-23についてでございます。この案件は、5月の案件の続きでございます。
	【都合上、以下省略です・・・】
議長	はい。ありがとうございました。意見がないようなら、採決の方に入らせてもらいたいと思います。

	(意見、質問なし) ございませんようなので、053-23 の件に関しまして、許可相当と思われる方は举手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-24 件に関しまして、椿さん、現地での聞き取りの報告をお願い致します。
7番	053-24、□□□□さんからの今度は■■■■さんへの農地の件の申請についてでございます。□□さんは、現在広島に在中です。墓じまいをして、農地も処分したいと・・・。
	【都合上、以下省略です・・・】
議長	はい。ありがとうございました。それでは 053-24 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願いします。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。 053-23 の件に関しまして、許可相当と思われる方は举手をお願い致します。
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-25 の件に関して、荒木委員さん現地での確認とか聞き取り調査の報告をお願いします。
3番	よろしくお願いします。それでは 053-25 について説明致します。△△さんのお父さんと、▲▲さんは兄弟です。△△さんのお父さんは、亡くなられておられます。
	【都合上、以下省略です・・・】
議長	はい、ありがとうございました。それではこの 053-25 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようでしたら採決の方に入らせてもらいます。053-25 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は举手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-26 の件に関して、宮本委員さん現地での確認とか聞き取り調査の報告をお願いします。
11番	それでは、053-26 について・・・。
	【都合上、以下省略です・・・】

議長	はい、ありがとうございました。それではこの 053-26 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 はい、椿委員。
7番 事務局	◆◆は、農地所有適格法人？ はい。そうです。
議長	他にご質問ありますでしょうか。 (意見、質問なし)
議長	ないようでしたら採決に入りたいと思います。053-26 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-27 の件に関しまして宮本委員さん現地での確認とか聞き取り調査の報告をお願いします。
11番	それでは、053-27 について・・・。
	【都合上、以下省略です・・・。】
議長	はい、ありがとうございました。それではこの 053-27 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようでしたら、採決の方に入らせてもらいます。053-27 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-28 の件に関しまして植田委員さん地での確認とか聞き取り調査の報告をお願いします。
9番	はい、053-28 についてご説明させて頂きます。この案件は、5月の案件の続きでございます。
	【都合上、以下省略です・・・。】
議長	はい、ありがとうございました。それではこの 053-28 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようでしたら、採決の方に入らせてもらいます。053-28 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第2号、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請について、今月は2件です。事務局の方、議案の説明をお願いします。

事務局	<p>はい。失礼いたします。議案第2号農地法第4条規定による許可申請について、今月は2件です。申請番号054-6 農地の所在は中野××、登記地目畠、面積12m²です。申請人は○○○○です。転用目的は物置墓地です。所要面積は、土地造成12m²、墓地12m²です。既存の墓地が山多くにあり、参拝や管理が困難なため、家の近くに移設したいです。この土地は、第2種農地です。農地法を、法第4条第6項ただし書によるより許可できるものと判断しております。それと農用地区域除外となっております。</p> <p>続きまして、申請番号054-7、農地の所在は井原××、登記地目畠、面積50m²です。申請人は□□□□です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成50m²、墓地50m²です。転用理由は、現在の墓地が川の側にあり、水没することがあるため移設したいためです。農用地区域除外済みです。法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。</p>
議長	ありがとうございます。それでは、054-6の件に関しまして、服部委員さん現地での調査聞き取りの報告等をお願い致します。
4番	はい。失礼します。054-6の件についてご説明致します。
	【途中、都合により省略・・・・】
	お年寄りが危ないということがあって、墓地を山奥の上から下に下ろしたいという事だそうです。チェックシートとかでチェックしたけど何も問題ないので、皆さんご審議をよろしくお願い致します。
議長	上田推進委員さんは、今日は・・・。
??	今日は、休みです。
議長	説明が終わりましたので054-6件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。
	(意見質問なし)
議長	ありませんでしょうか?ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。054-6の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、054-7の案件に関しまして宮本委員さん現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
11番	失礼を致します。054-4の7の申請について4条の申請について説明をしたいと思います。この件につきましては7月の19日、私と藤田推進員、それから□□□さんの息子さんのと一緒に現地を確認しとります。それは案外5月に除外申請をもらって、今回ようやく墓しゃの申請を出されたわけです。場所については、旧、あそこの断魚の、あそこの旧国道ですか?まああそこの所を、左に下りてぐるぐる下に下りて行ったとこの集落になります。ここはあの、ちょっととここに下りて行って、ここに断魚という字があるんですが、あこの上が昔の□□さんとこの旧宅で、今現在は皆井田の方に新しい家を作つて出ておられます。その横の方に昔の墓があって、ちょっとこれが土地どい低い川の側で低いところにあり

	まして、すぐ浸かるいうてから砂がいっぱい入ってから大変なんじゃ言うようなとこ現地の時に説明されて、こっちの少し高台の、まあここ畑なんですが、かなりなんですかそこへちょっと少々の雨が降っても浸からない場所に移転したいという事で申請されました。現地もチェックシートをよっても問題はないと確認しましたんで、特に面談、集田の和台の陰切りもされて特に問題はないと思いませんで、どうか、どうぞよろしくお願ひ致します。
議長	はい、ありがとうございました。054-7 の説明が終わりましたので、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
	(意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ないようですので、採決の方に入らせて致きます。054-7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、議案第 3 号基盤強化法第 19 条による農基盤管理権設定。本日は 1 件ありますが、読み上げは致しませんので、それぞれ見て頂いてご質問がございましたら挙手をしてお願い致します。
	～ご覧中～
議長	ございませんでしょうか？ 時間ですので、採決の方に入りたいと思います。05 基-6 に関しまして、許可相当と思われる方は・・・。
11 番 議長	ちょっと、失礼します。
11 番	はい。
	ええっとですね、13 ページの 05-6 の分です。これあのまあ△△さんから▲▲さんにいう事で。ここ▲▲▲▲さんいうて、私も知つとる人で女性なんですが、女性男性いうて分けちゃいけんのんですが、おそらく耕作されどるのは旦那さんのだろう思うんですけど。これあのなんか、相手で問題どうこうじゃないんだが、旦那さんが機械使こうてやれて夫婦になんか意味があるんでしょうかね？なんか、あれ、おかしいようなちょっとむいとるむかんのような思いでおるんですが・・・。どうなんでしょうか？
議長 事務局	事務局の方。
	はい。えっと、まああの▲▲さんって借り受けられても問題ないかと思います。実際にあの経営者というか受け入れされてるのが、どちらかといったところではないかあというふうに思います。ですので、申請自体も▲▲さんで出ておりますので、特段あのまあ家族経営という見方をすると、どなたが経営をされて耕作される、まあ実作業の方が別におられても問題ないかなあというふうに判断しどるところです。
11 番 議長	はい。分かりました。
	はい、他にございますか？
	(意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。05 基-6 に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、報告第1号農地法第3条の案件による相続の届出について、これも読み上げは致しませんが、何か質問等がありましたらお願ひ致します。
議長	～ご覧中～ ございませんでしょうか？
事務局	続きまして、報告第2号非農地通知発出状況について・・。これは事務局、説明はありますか？
議長	はい、はい、失礼します。非農地通知の方、先月と先々月分をすみません。あの、ちょっと、5月分の方先月の案件の時に漏れとりましたので、合わせて添付をさせて頂いております。この件につきましては、昨年度以前より農地パトロールの方おこ関しなって頂いているところで、非農地であるというふうに判断して頂いた所につきまで、うちの方で確認をして非農地通知の方相談があつた案件につきまして非農地通知の方を発出している物でございます。なかなか一遍に発出というのは難しくて相談があつた案件について、非農地所有とさせて頂いておるというふうな物でございますので、先月分と先々月分と合わせて非農地の方発出をしとるというふうな事でございます。以上です。
事務局	はい、ありがとうございます。報告ですけど、何か質問等ございますか？ なければ、報告追認報告第3号畑地化促進事業実施予定農地の確認について、事務局の方説明をお願いします。
事務局	はい、失礼します。えっと、別、すみません。追加の案件、報告という事で別ずりの方用意をさして頂いております。畑地化促進事業、実施の予定農地の確認についてという事で何でやろうとゆう事になろうかと思います。まず、その事業の方から説明を簡単にさして頂きたいと思います。畑地化促進事業といいまして、今まで水田を使った農地の方を畑として使っていた農地につきまして、今まででは経営所得安定対策事業という事で、まあいわゆる経案と言われる、言われていた野菜とかですね、果樹、その他、まあ該当になる品種につきまして補助していた部分の物をですが、えっと昨年度の補正事業という事でこれをまあ、畑地化にした、ようするに水田としてもうカウントしない。今後経案としてカウントしないよといった物につきまして、一時的にちょっと多めにお金をあげましょうというような事業でございます。畑地化促進で作物を作ると、まあ10aあたりの175,000円これ1回限り。それから5年間定着するまでのという所で、10aあたりで5年間で20,000円ずつと、こういうふうなものなっております。これを取り組むということで、おお旨の取り組み農地という事で出ていく物が付けさせていただいた資料となります。農業者の方法というものが、\$\$\$\$さんがやる所です。これのまああの、確認とるという事で一番最初の所に書いてあります、2の所のポイント、水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化という行なう、担い手の集積など集約化について支障が生じない事とか、ブロックローテーション次々品目を変えながら畑として管理されている物について支障が生じないと。それから、用排水、水を引く所でそういう所で水利収益について、水利

	<p>について支障が生じないこと、ということで農業委員会の方に確認をしてくださいというようなもの、だというような事です。すみません、実際には6月30日付けの報告期限という事で、報告をさせて頂きました。という後付けの報告になつりますので、ご了解を頂きたいというふうに思っております。えっと、判断としましては、今下口羽周辺、まあ特に羽須美につきましては今\$\$\$\$さんの方が集積・集約化を進めておられるところです。特に、この今回畑地化の行われる所につきましては、数年前から\$\$\$さんが入られておりましてハウスを整備をされてたり畑地として野菜を作付け等々おこなっておられるところです。そういう所で、支障がないかなというような判断として頂いて報告ということでおこなっているという事でございます。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。今報告してもらったようなだとか、確認してもらったように今後出てくる？今後出てくる？
事務局	えっと、今後につきましては未定だそうです。はい、あのこの事業継続して続くのかといった所が関わってくると思います。経案については、やはりちょっと減らしたいとかいう国の思いがあると思いますので、今後についても多少出てくる可能性はあるかというふうに思つりますが、そう言いながらも水田に戻したいとかいう事の、まあ経案の補助対象からはずれますのでまあ、やられる方それから土地の所有者の方については、色々とご協力を頂く必要が出てくるのかなあというふうな思いでございます。
議長	ありがとうございます。 議題の方は、以上で終わります。
	<p>続きまして、その他。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事務連絡(2) その他 <p>次回の総会は、8月21日（月）13：30からでお願いします。</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印